

宝塚市における再生可能エネルギーの
導入促進のための連携に関する覚書

令和7年（2025年）5月23日

宝塚市における再生可能エネルギーの導入促進のための連携に関する覚書

宝塚市（以下「甲」という。）と地域脱炭素推進コンソーシアム 関西まち We'll の代表会社である阪急電鉄株式会社（以下「乙 1」という。）及び西日本旅客鉄道株式会社（以下「乙 2」といい、総称して「乙」という。）は、2025年5月23日付で甲乙間で締結した『宝塚市と地域脱炭素推進コンソーシアム 関西まち We'll との地域脱炭素化事業に関する連携協定』（以下「原協定」という。）に基づき、再生可能エネルギーの導入促進について連携するため、次のとおり覚書（以下「本覚書」という。）を締結する。

（目的）

第1条 甲及び乙は、宝塚市における再生可能エネルギーの導入促進のため連携する。

（取組事項）

第2条 甲及び乙は、前項の目的を達成するため、宝塚市内の市民又は事業者が導入した太陽光発電の自家消費分の J-クレジット化による地域の太陽光発電設備の導入促進（以下「取組」という。）に甲乙共同で取り組む。

（甲の業務）

第3条 甲は、取組の実施にあたって、乙と連携しながら次の各号に掲げる業務を行うものとする。

（1） 市民に対する取組の周知

（2） 事業者に対する取組の周知

2 前項の業務に係る個別具体的な内容や実施時期等については、甲及び乙が協議のうえ決定する。

（乙の業務）

第4条 乙は、取組の実施にあたって、次の各号に掲げる業務を行うものとする。

（1） 宝塚市内の市民又は事業者が導入した太陽光発電の自家消費分の J-クレジット化に係る受付・手続き業務

（2） 取組に協力する市民への商品等のインセンティブの提供、及び事業者への金銭的インセンティブの提供

（3） 取組を通じて獲得した J-クレジットの一部の甲への寄附

なお、寄附条件等は、別紙「甲への寄附条件等」によるものとする。

（4） 甲の取組に必要な情報の提供

2 前項第3号に係る個別具体的な内容や実施時期等については、甲及び乙が協議のうえ決定する。

3 乙は、市民又は事業者から、第1項の業務に関して、甲又は乙に対して問い合わせ等があった場合には、速やかに乙の責任において対応するものとする。

4 乙は、第1項の業務の全部又は一部を、第三者（以下「再委託先」）に委託することができる。このとき、乙は、本覚書に定める義務と同等の義務を、再委託先に課すとともに、再委託先に

対し、必要かつ適切な監督を行うものとする。なお、この場合においても、乙は本覚書に基づき乙が負うべき義務を免れるものではなく、再委託先の行為及びその結果について当該再委託先と連帯して責任を負う。

（有効期間）

第 5 条 本覚書の有効期間は、本覚書の締結日から令和 8 年 3 月 3 1 日までとする。ただし、期間満了の 1 ヶ月前までに、甲乙のいずれからも書面による申出がないときは、期間満了の翌日から 1 年間継続することとし、以降も同様とする。

2 前項の規定にかかわらず、原協定が終了したときは、本覚書も終了する。

（解約・変更）

第 6 条 本覚書の有効期間中であっても、甲乙の協議の結果、合意した場合は、いつでも本覚書を解約することができる。ただし、甲乙の協議が調わない場合は、甲及び乙のいずれかから 3 ヶ月前までに書面による解約通知をすることで、本覚書を解約することができる。

2 前項の場合、甲及び乙は、相手方に対し何らの損害賠償責任を負わない。

3 甲及び乙は、本覚書の変更を希望する場合は、変更の実施の 1 か月までに、相手方へ書面をもってかかる旨を通知し、協議の上、変更するものとする。ただし、甲乙合意による場合は、いつでもこれを行うことができる。

（協議）

第 7 条 本覚書に定めのない事項又は本覚書について疑義が生じた場合は、原協定の内容に従うほか、甲及び乙が協議の上、定めるものとする。

この覚書の締結を証するため、本書 3 通を作成し、甲及び乙が記名押印の上、各 1 通を保有する。

令和 7 年（2025 年）5 月 2 3 日

甲 宝塚市東洋町 1 番 1 号
宝塚市
宝塚市長 森 臨太郎

乙 地域脱炭素推進コンソーシアム 関西まち We'll
代表(乙 1)
大阪府大阪市北区芝田一丁目 16 番 1 号
阪急電鉄株式会社
代表取締役社長 嶋田 泰夫

代表(乙 2)
大阪府大阪市北区芝田二丁目 4 番 24 号
西日本旅客鉄道株式会社
代表取締役社長 長谷川 一明

(別紙)

甲への寄附条件等

1. 寄附条件

乙は、宝塚市内で市民及び事業者から創出された J-クレジットの 1 割に相当する分量(自治体への寄附の原資となるもの。以下、「分量」という。)を売却し、寄附額は乙の売却平均単価(年度ごとの J-クレジット売却額の合計額を売却したクレジットのトン数で除した値)と分量を乗算して算出する。左記の計算方法により算定された寄附額を乙は甲に寄附する。

なお、J-クレジットの分量について、1 トン未満の端数が生じた場合は、当該端数は四捨五入により算定する。

2. 寄附の方法

乙は、第 1 項の方法により算出された寄附額を、11 月末日までに、甲に寄附する。乙は甲が指定する方法で寄附を行うものとする。なお、振込手数料は、乙が負担するものとする。

3. 受領証の発行

甲は、乙からの寄附を受けた翌月末日までに、乙に対して、寄附金受領証明書を発行する。なお、当該受領証の宛先は、甲乙協議のうえ決定する。

以上